

社会资本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会 第9回合同会議 議事録

開催日時：平成26年5月27日（火）15：00～17：10
開催場所：国土交通省 11階特別会議室

【事務局】 ただいまより、社会资本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第9回合同会議を開催させていただきます。開会に当たりまして、国土交通省を代表いたしまして、技術参事官の清水よりご挨拶申し上げます。

【清水技術参事官】 ご紹介いただきました技術参事官の清水でございます。建設リサイクル推進施策検討小委員会第9回合同会議の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は大変ご多忙のところ、嘉門委員長をはじめとして、多くの委員の皆様方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会でございますが、前回4月8日に開催されました委員会での審議を踏まえまして、今後の建設リサイクルの推進に当たり中期的に目指すべき方向性について、事務局で整理しました、建設リサイクル推進に係る方策のとりまとめ案について、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、様々な角度から、この方策に盛り込むべき内容として十分な記載になっているか、あるいは視点として漏れている点がないか等につきまして、ご審議いただければと思っております。

また本日のご審議の結果も踏まえまして、必要に応じ加筆修正した上で、今後パブリックコメントにかけさせていただくことも予定しております。

本日は、忌憚のないご意見を賜りますようお願ひいたします、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございました。次に、資料の確認でございます。

本日の委員会資料は、議事次第、委員名簿、配席図、配布資料一覧、資料1から4、並びに参考資料1から2という構成になっております。過不足等ございましたら、お持ちいたしますので、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

本小委員会では、この環境部会の運営規則にもございますとおり、公開とさせていただいております。議事録については、内容について委員の皆様方にご確認いただいた後に、本日の配布資料とともに国土交通省のホームページに公開させていただくことになっておりますので、あらかじめご了解お願ひいたします。

本日の出席委員は、現在のところ16名中11名となっておりますが、織委員と大塚委員が所用により遅れて出席される予定です。いずれにしても運営規則の規定の過半数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

なお杉山委員、古市委員、野城委員におかれましては、本日、小委員会をご欠席との連絡が入っております。

それでは、議事次第に沿いまして進行させていただきますが、以降の進行は、嘉門委員長にお願いいたしたいと思います。

恐れ入ります。冒頭のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきたいと思います。報道関係者の皆様方におかれましては、ご着席をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは委員長、よろしくお願ひいたします。

【嘉門委員長】 皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。これだけお忙しい方が、3人、もう1人お見えじゃないんですけど、4人だけ欠席ということは稀有なことの1つだと思いますので、今日はよろしくお願ひします。

本日の小委員会のミッションは、もうある程度ご承知と思いますが、今後の建設リサイクルの推進方策のあり方をまとめて、この次の段階に予定されておりますパブリックコメントにつなげるということであります。

したがいまして、本日の小委員会資料について、各委員の、今後のリサイクルの推進方策の方向性について、漏れがないかどうかということにつきまして、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、まず議事1、前回委員会における質問・意見への対応ということについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは説明させていただきます。資料につきましては、資料1、それから参考資料2を中心に説明させていただきます。参考資料1につきましては、議事録ですので、適宜、必要に応じてご確認ください。

資料1でございます。

1ページ目でございますが、表形式で左側から、前回の委員会におけるご質問を、それから、それを確認した結果、対応状況という形になっておりまして、一番右側に参考資料2ということで、パワーポイント形式のもので少しそれを補足する説明資料を付けさせていただいております。

この表の構成としましては、最初の2ページが、前回の委員会における確認事項となつたものの回答でございまして、そのほか当日の回答が不十分だったものもございます。めくっていただいて、P3以降でございますが、こちらのほうは、ご意見に対する反映状況という形になっております。順番に説明させていただきます。

1ページ目でございますが、No.1としましては、建設混合廃棄物の最終処分量が減った要因は何だったかというところにつきまして再度確認をしたところ、参考資料2の2ページ目というところにグラフを付けさせておりますが、主な要因といたしましては、最終処分場への直接搬出量が下がっている、それから、再資源化施設における再資源化・縮減率が向上しているという形でございます。これは、国土交通省の建設副産物実態調査結

果から整理しているところでございます。

それからNo. 2といたしまして、建設発生木材の排出量が増えている。利用できない理由は何かというところでございます。こちらにつきましては、昨年度の実態調査の結果から幾つかサンプル的に確認しました。その結果、参考資料2の3ページ目になりますが、直接最終処分量が多い建設工事の内容につきましては、おおむねCCA処理木材、あるいは土砂やコンクリートが付着してある木材、それから根株だということ、あるいは、近くに持ち込める施設がなかったというところの事実関係を確認したところでございます。

それからNo. 3でございますが。

【嘉門委員長】 ちょっと説明中、恐縮です。

今、パワーポイントの資料を見ておられる方もあまりないので、参考資料2に、今のパワーポイントがありますので、それを参考に見ていただければ。

【事務局】 ありがとうございます。No. 3でございますが、建設発生木材の直接最終処分量が多い理由について、木質系セメント板が影響してかどうかというところでございます。こちらにつきましては、実態調査では、木質系セメントにつきましては建設混合廃棄物という形で整理しておりますので、木材の実態調査の結果には含まれてないということでございます。

それからNo. 4につきましては、木材のマテリアル利用とサーマル利用のリサイクルの優先というところでございまして。こちらは基本的には、マテリアルリサイクルを優先的に推進するということでございます。ただ、それが困難な場合が当然ございますので、あるいは適切でない場合、こういったときは、サーマルリサイクルをしっかりやるという形しております。

No. 5といたしましては、木材が全国的に今後どれだけ発生するのかという予測データがあるといいというお話をございました。こちらにつきましては、将来の発生量予測について現在十分なものを、国土交通省として持っていないということでございますので、ここは少し時間をかけて、今後、実施に向けた検討をしていきたいと考えております。

それからNo. 6につきまして、再生クラッシャランの全国的な分布あるいは需給状況がどうなっているのかというところでございます。こちらは参考資料2の5ページ目のところ、施設の分布あるいは各それぞれのところで、どういったストック状況になっているかというところを確認しております。施設は全国的に分布しているんですが、需給状況につきましては、首都圏あるいは一部の地域におきまして在庫が豊富というアンケート結果があるという状況でございました。

それからNo. 7でございますが、最終処分場の残余容量の全国分布でございます。こちらは確認できたところまででございますが、環境省の統計調査結果がございまして、全国的に、そういう最終処分施設がどういった数があるかというところと、それから残余容量については首都圏が全国平均よりも少ないというところまで確認できたところでございます。

それからNo. 8としまして、残土のように廃棄物に該当しないものがあるかないかというところでございまして。こちらにつきましては、発生土以外には有価物、具体的な事例で言いますと、ガードレールですとか、あるいはマンホールの金属などで、他人に有償で売却できるもの、これだけが該当するというところの事実関係でございます。

それからNo. 9でございますが、社会全体像、いわゆる循環型社会形成推進基本計画のほうで指標にしてる資源生産性ですとか、あるいは循環利用率について見るとどうかというところでございます。こちら参考資料2の8ページ目というところで、それぞれの3指標に対して、産業全体と建設産業とで比較をしてみましたが、資源生産性については伸率で見ると、産業全体と建設産業とはほぼ同様かと、それから循環利用率については、建設産業のほうがむしろ高いかと、それから最終処分量につきましては、平成12年を100とした削減率で見ていくと、ほぼ同等かというところでございます。

No. 10からNo. 12につきましては、前回委員会の場で資料に書き漏れがあったというところについて、しっかり記載するという対応をさせていただいております。

資料1の3ページ目からでございますが、2. 建設リサイクルの推進に係る方策【とりまとめ案】へのご意見への反映状況でございます。

こちらについては、中身の詳細説明は、このあとの後半の議事と重複しますので、細かい1つ1つにつきましては、後ほど、そちらの文書を見ながら確認いただきたいと思いますが、基本的にNo. 13以降、今回、事務局のほうで作成させていただきましたとりまとめ案の中に文章として記載するという対応をさせていただいております。

めくっていただきますと4ページのところで、委員会のあの追加意見が幾つかございまして、全国建設業協会の中村委員からNo. 20、それから少し飛びましてNo. 38についてご意見いただきまして、そちらについても同様に対応させていただいているところでございます。

No. 39までが、そういった形で本文のほうで書き加えているところでございます。No. 40以降は、そこまでの対応まではしなかったところでございますので、少し説明させていただきます。

No. 40につきましては、いわゆる廃炭鉱ですとか、あるいは地下空洞の埋め戻し材のようなところで、何か法律なりがネックになってるところがあるかどうかというところでございます。こちらにつきましては、基本的に構造物等に用いる資材につきましては、性能とか仕様に基づき材料を選定するというところの品質確保がまず第一義的にあるという状況でございます。

また、法律的にも何かあるかというのは、社会インフラ関係で確認しておりますが、そこは特段、見受けられなかったところでございます。

それから41番、社会資本の長寿命化関係でございまして、安全確保という点がご意見が出ておりました。こちらにつきましては、この建設リサイクルの委員会というよりかは、メンテナンスのほうで今、国土交通省が全省的にやっておりまして、そちらのほうで、安

全の確保ということは対応している状況でございますので、この建設リサイクルの委員会では、特段、議論の土俵に上げなくてよいというところかと思ってます。

それから、めくっていただきまして10ページ42番でございますが、いわゆる木材チップの単価が上がっていて、バイオマスの発電には補助が入ってる一方で、マテリアルリサイクルの助成という話でございますが、国土交通省としましては、先ほどNo.4といった場合でもございましたが、マテリアルリサイクルが優先というところは引き続き注視していきたいと思います。またその辺も見ながら、必要に応じて関係省庁と協議してまいりたいというふうに整理させて頂くところでございます。

それから43番太陽光パネルの廃棄物か否かというところでございますが、こちらについては、太陽パネルは発電施設でございますので、この辺につきまして、現在、特に関係する省庁のところで議論が行われている最中でございますので、国土交通省としては、その経過をまずは注視していきたいと考えているところでです。

44番から46番につきましては、いわゆる廃棄物処理法上の解釈、あるいは廃棄物処理法に基づく処理のあり方というところでございますので、こちらについては、その法律を所管している環境省といろんな場面で相談してまいりたいと考えているところでございます。

前半のほうの説明は、以上です。

【嘉門委員長】 ただいまの説明の内容に関しまして、何かご質問がある方は、例によつて名札を立てていただいて質問をしていただければと思います。どこからでもけっこうでございますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、佐藤委員。

【佐藤委員】 1点、修正のお願いです。

43番の太陽光パネルのところなんですかとも、廃棄物に該当するのではなくて、建設廃棄物に該当するかという趣旨でございます。

廃棄物の内、どれが建設廃棄物で元請が責任を受けてたのか、それとも発注者が自分の所有物として対応すべきなのかということについては分かりにくいところがあるので、という趣旨でございますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 分かりました。ご指摘ありがとうございました。

【嘉門委員長】 それでは続いて富田委員、お願ひします。

【富田委員】 4番のところで、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの関係、確認していただいて、マテリアルリサイクルを優先すべきだということで改めて示していただいて、ありがとうございます。

できましたら、ぜひ、とりまとめ案の中にもそのフレーズを、1行だけっこうですので、入れていただけるとありがたいなというふうに思います。今後とも、よろしくお願ひいたします。

【嘉門委員長】 いかがですか。

【事務局】 承知しました。

【嘉門委員長】 ほかは、よろしいでしょうか。

前回のご意見に対する回答ということでございますので、ほぼ対応いただいているという理解でもいいのかもしれません。

前回、大塚委員はご欠席だったと思いますが、何か特段ご発言されなくても、よろしくうございますか。この後の議事に合わせてでもよろしいですか。

【大塚委員】 はい。

【嘉門委員長】 それでは、一応了解いただいたということでございますので、次の議事2のほうに進ませていただきます。「建設リサイクル推進に係る方策」のとりまとめ案について、これが今日の重要な議題でございますので、事務局よりご説明お願ひいたします。

【事務局】 資料2と資料3で説明させていただきます。資料2は、パワーポイント形式の資料でございます。資料3は文書形式の資料でございます。基本的な説明は資料2のほうでさせていただきますが、文書のほうを並行して本文あるいは箇条書き等について見ていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、資料2のほうをめくっていただきまして、2ページ目でございます。今回の建設リサイクル推進に係る方策（とりまとめ案）の目次構成を示しております。基本的には2008年に前回方策を作っていたのですが、その構成をベースに再整理をさせて頂いているというところでございます。

1番目としましては、これまでの施策の経緯でございまして、前回までは平成20年までの話が書かれてましたが、それ以降、前回の方策、それから、それを踏まえた国交省の推進計画2008以後の動きにつきまして、(3)というところで書かせていただいているというところでございます。

2つ目としましては、中期的に目指すべき方向性という形にさせていただきますが、1つ目としましては、当面の主要課題につきまして、①将来的な建設副産物の発生増への対応、②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題、③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献という形で、3本を立てたということでございます。

それから2つ目といたしまして、目標設定のあり方ということを書かせていただきました。実は、前回の方策の時は目標の話、小委員会の先生方におまとめいただいた段階では、あまり触れてなかったんですが、今回、次期目標値の方向性あるいは具体的な目標値といったところも踏み込んで書いたらどうかという形で、ちょっと事務局のほうで提案させていただいたところでございます。

それから3つ目といたしまして、当面の主要課題に対して新たに取り組むべき重点方策ということを書いております。

4つ目のほうでございますが、「建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき方策」という形にしております。

まず4番のほうから先に説明させていただきますと、前回の方策で、横断的取り組み5本柱、それから個別課題に対する取り組み5本柱、計10本の柱がございまして、こちらの10本の柱について、4の（1）から（10）というところで、引き続き取り組むべき方策という形で今回整理をしました。

ただ、この中で特に少しやり方を変える、あるいは積極的にやっていく、そういうといったものが幾つかございますので、そちらについては、3番の新たに取り組むべき重点方策というところで挙げているといったところでございます。

具体的には、（1）建設副産物物流のモニタリング強化、（2）地域固有の課題解決の促進、（3）他の環境政策との統合的展開への理解促進、それから（4）現場分別・施設、これは、再資源化施設のことですございますが、施設搬出の徹底強化、それから（5）建設工事における再生資材の利用促進、（6）建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化という構成で、事務局案として作成させていただいております。

次に1. というところでございますが、資料2のページとしては3ページ目、それから本文のほうにつきましては、下のページ数で言いますと、5ページ、6ページというところが該当するところでございます。

基本的な中身としては大きく（1）平成12年以前というところで、いわゆる循環型社会形成の推進基本法あるいは建設リサイクル法の制定前でございまして、こちらについてはレビューという形になりますが、いわゆる排出量・最終処分量の大枠を占めてアスファルト、コンクリート、土について、重点対象品目として、リサイクル原則化ルール等の施策を展開していたというところでございます。

その結果、平成7年には58%だった再資源化・縮減率が、平成12年に85%という形で進んだというところでございます。

それから（2）といたしましては、平成12年から20年以前ということで、いわゆる先ほどの循環法あるいはリサイクル法が制定されたあとから、リサイクル推進計画2008、前回の計画を策定するまでの動きでございます。こちらにつきましては、リサイクル法によりまして、コンクリート、木材、アスファルトを特定資材化し、この特定資材につきまして、分別解体、再資源化を義務付けたというところでございます。結果として、平成12年の85%から17年には92%、20年度には94%へ再資源化・縮減率がさらに向上が図られたというところでございます。

それから（3）としまして平成20年から26年と書いてあるところでございますが、こちら推進計画の2008、これの策定後から現在というところでございます。

推進計画の2008では、3つの柱としまして、①として関係者の意識の向上と連携強化、②として持続可能な社会を実現するためのほかの環境政策との統合的展開、③としまして民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進という形で、各種の施策を展開したというところでございます。結果として、再資源化・縮減率は20年度からさらに96%という形で向上したというところでございます。

そういう内容につきまして、ワードのほうの5ページ、6ページというところで書かさせていただいております。

資料2のほうをめくっていただきまして、4ページでございます。2といたしまして、中期的に目指すべき方向性というものを2ページに書かさせていただいてます。文書のほうで言いますと7ページから、少し長くなりますが12ページまでが該当する部分でございます。

資料2のほうで、まず説明させていただきますが（1）当面の主要課題といたしましては、①として将来的な建設副産物の発生増への対応というところでございます。こちらにつきましては、今後、社会資本の維持管理更新時代が到来するというところで、これから建設副産物の発生増の懸念があり、新たな局面でのリサイクルの対応が必要になってくるというところでございます。

それから②番としまして地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題でございまして、こちら、大都市圏における再生クラッシャランの滞留懸念など、特定の地域で懸念課題があるというところでございます。

③番としまして循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献というところで、推進計画2008に引き続きまして、それから環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、あるいは国土交通省の環境行動計画で示された観点を踏まえながら施策を推進といったところでございます。

少し文書のほうを見ていただきたいんですが、今言ったようなお話が、5ページから10ページの頭ぐらいのところで書かさせていただいております。

1点、①の将来的な建設副産物のところで、わが国では昭和30年、40年というところがありまして、次の2パラも、一方で社会資本、住宅・建築物の長寿命化対策という、いわゆるこれからメンテナンスが広がってきてている副産物の発生が増えてきているという、ちょっと表現が不十分で回数重なっちゃつてるので、ここにつきましては、もう少し文章を1つにまとめていきたいなというふうに思っておるところでございます。間に合わなくて、申し訳ございません。

そういう形で構成をさせていただいているところでございます。

それから、資料2のほうへ戻っていただきまして、（2）目標設定のあり方というところでございます。こちらにつきまして、ちょっと冒頭も同じことを申しましたが、次期目標値の方向性あるいは次期目標案というところを、ちょっと今回は踏み込んで、事務局案として書かさせていただきました。

目標設定のあり方でございますが、資料2のほう、全般的には、再資源化・縮減率が高くなっているというところで、今のところ順調だと思ってるんですが、一部、やはり24年度目標が未達成だった品目がありました。それが混合廃棄物、それから木材というものでございまして、その辺りについては少し改善が必要だろうと思っております。

それから、ほかの品目よりも目標設定が若干低いものがある。これは具体的に言うと、

汚泥と土でございますが、ほかが大体九十何%という目標値に対して、こちらのほうが八十何%というふうになっておりまして、こちらについては、もうワンランクアップというところの対応が必要ではないかというような考え方で書いております。

資料2の5ページ目のほうにいきますと、具体的に品目ごとに、方向性ということを書かさせていただいております。

まず上から順番に行きますと、アスファルトあるいはコンクリートにつきましては98%以上というところに対して、99%まで実績は届いているというところで、こちらにつきましては、率が低下しないように維持というような基本スタンスの方向性じゃないかと思っております。次期目標値案としては、98あるいは99%以上みたいな形ではないかというのも案として示させていただいてます。

それから、資料2と資料3の文書のちょっと順不同で申し訳ございませんが、建設混合廃棄物、指標としては排出量というものを使っております。24年度目標値は、すみません、これ24年度目標値が205万トンでございまして、24年度実績値が280万で逆でございます。申し訳ございません。

こちらにつきましては、混合廃棄物をなるべく出さないというのがスタンスでございますので、目標は205万トン以下というのだったんですが、実績は280万トンということで、75万トンプラスになってしまったということになります。

ここはただ一方で、解体工事が増えている、あるいは社会全体で建設工事が増えていく影響がやはりあるので、そこについては少し、今まで排出量という形だったんですが、いわゆる混合廃棄物としてどれだけ出しているかという混廃排出率で、右側に書かさせていただきましたが、そういう指標に改めながらチェックしていくというやり方のほうにちょっと切り替えていくべきではないかと事務局としては思ってるのでござります。

具体的に混合廃棄物の排出率を確認しますと、おおむね過去3回4%前後だったというところでございまして、それをもう少し下げていくというやり方と考えております。

あともう1つ別の考え方としまして、ほかの品目はすべて再資源化、あるいは再資源化・縮減率というやり方ということで、同じものを再資源化・縮減率も見ていくべきの様な考え方も、議論としてあるかと思ってます。

ちなみに、こちらの数字は平成24年度で、センサス調査の結果58%、それ以前の過去は大体3割から4割ぐらいになっておりますので、そういったところについては、例えば6割以上を目指すとか、そんな形もあるかと思っているところでございます。

それから次の行に行きまして、建設発生木材の再資源化・縮減率というところでございます。こちらは目標値95%以上だったんですが、実績としては94.4ということで、ちょっと足りなかったというところでございます。こちらにつきましては、基本的に、もう少しといったところでございましたので、これまでの目標値を引き続き目指すというやり方で、95%以上というところじゃないかと事務局としては考えているところでござい

ます。

それから次の建設汚泥でございますが、こちら再資源化・縮減率が目標値8.2%に対しまして、実績としては8.5%ということで目標は達成してます。

ただ先ほど言ったとおり、8.5%というのは、ほかの品目に比べるとまだ低いというところでございますので、より高い目標値の設定というところで、8.5から9割ぐらいを目指すような形じゃないかと、私どもは思ってるところでございます。

それから1つ飛びますが、いわゆる上の表は建設廃棄物で、下の表は廃棄物に該当しない土というものでございます。

土につきましては、実際に工事に土を使う側でどれだけ発生、どう有効利用しているかというような指標で見てます。

目標値は8.7%だったんですが、こちらの実績値8.8.3%ということで、今回は目標を達成したというところでございますが、先ほどの汚泥と同様、もうワンランクというところかと思ってますので、こちらのほうは9割以上を目指すという形にしたらどうかというところでございます。

この辺りの部分が、文書のほうで言いますと10ページから12ページまでの中で示させているところでございます。

このあと、資料2のほうで、特に各品目ごとに何ができるのか、どこに課題があるのかというところを整理させていただいたので、ちょっとこちら、しばらく資料2のほうで説明させていただきたいと思います。

資料2の6ページ目でございます。建設混合廃棄物のリサイクルフローを左側に示させていただいております。

リサイクルフローの見方をもう一度、改めて1度説明させていただきますが、左側から、いわゆる建設現場から建設現場外に出た分、「場外搬出量」と書いていますが、「場外搬出量」それから「排出量」、時々その資料で言葉づかいが若干変わってしまうところがあるのですが、基本的に同じものでございます。

こちらの場外搬出量について、右側へ行きますと、②が工事間利用、③が再資源化施設、④が焼却施設、⑤が最終処分場、つまり場外どこに搬出したかというのを②から⑤で示しているところでございます。基本的には、③の再資源化施設というのが大半でございますが、混合廃棄物については、⑤の最終処分への搬出が他品目より多くなっていると思います。

それから、③の再資源化施設につきましては、右側を見ていただきますと、⑥というところで、再資源化施設後に再利用していくといったものがある。それから、再資源化施設後に、やはり最終処分にならざるをえなかつたものを⑧としてございます。あと⑦として、再資源化施設の中でいわゆる減量化をしていくということでございます。そういう形で流れていくのが、このリサイクルフローでございます。

この中で、何ができるのか、どこにもう少し可能性があるのかというところについて整

理してますが、混合廃棄物につきましては、⑤というところで、全体排出量のうち29%が直接最終処分になっているというところについて、ここをもう少し現場分別あるいは再資源化施設への搬出というところを頑張れないかと見てるところでございます。

それから2つ目としまして、⑧のところで再資源化施設後の最終処分というのが、トータルにしては13%あるというところでございまして、このものについて再資源化施設後の再利用というふうに、もう少し頑張れないかと見たところでございます。

それから3つ目としては緑色でございますが、排出量あるいは場外搬出量というその絶対値の指標で目標などの達成状況をチェックしてるんですが、社会全体の建設工事あるいは解体工事の増減というところにかなり引っ張られる部分がございますので、ここについて少し工夫がいるんじゃないかというところでございます。

リサイクルフローの見方は、大体こんな感じでございます。右側に行っていただきまして、課題（1）というところで赤文字で、直接最終処分の29%を再資源化施設へ搬出のところでございます。

こここの要因で、幾つか仮説を含めて書かさせていただいてますが、主などといった今回品目が入ってるかといったところと、それから搬出できるのかできないのかということを表にして整理しております。

いちばん上の土砂混じりの残渣あるいはその他ガレキ、これはコンクリート、アスファルト以外の場合のことでございます。それからガラス、陶磁器くず、こういったものは、再資源化施設にしっかり持ち込めれば、現場対応できるだろうと思っておりまして、これは、こういったものは、現場における混廃ではなくて個別品目にする、あるいは施設にしっかり持ち込むということを徹底していくべきだろうと思っております。

それから、石膏ボード粉混じりの残渣、あるいは木質系セメントの辺りは、現状では施設での対応は厳しいのかと思ってるんですが、その辺りについては、もう少しこれは議論がいるかと思ってるところでございます。

それから、石綿含有建材も書かせていただいてますが、こちらについては、そもそもやはり有害物質が含まれているといったところで最終処分をしなければいけないというところで、適切な処理をしなければならないというところでございます。

一方で、そういうものを、このリサイクルフローの中で、分母として含めておくのがどうなのかと。こういったものも含めてフローを整理してしまうと、いつまでたっても100%はありえないという状態ですので、この点については、数字の整理の仕方の問題かと思っているところでございます。

それから要因（2）というところで、再資源化施設より近距離に処分場があって、それぞれの受入費、あるいはそこに運搬費のコストも含めたコスト比較の結果、直接処分を選択する場合もやはりあるかというのが現実かと思ってるところでございます。

こういった課題に対しまして、施策メニュー案という形で、今、事務局のほうで、どうしたら良いかということを考えているところでございますが、1つ、まず直接処分品目の

内訳の詳細調査をしまして、何が現場分別あるいは再資源化施設への搬出が可能なのかという個別品目を、上である程度、表で整理をしておりますが、そこについてしっかりと建設業界と産廃業界との意見交換しながら固めていくといったところです。それを踏まえまして建設業界に対しまして、分別可能な混入物の現場分別、あるいは個別品目としての施設搬出の徹底を協力依頼していこうと。さらに混廃の搬出状況といったところを、具体的な品目、あるいは搬出先、あるいは直接最終処分にせざるをえない要因などなんかにつきましてモニタリングをしていき、実際その状況を把握しまして、不十分な業者さんに対しては個別にお願い、要請をしていくという流れをやることによって、できるだけ最終処分しているものを再資源化施設へ搬出してもらっていくという構造にできないかと思ってるところでございます。

次のページ7ページ目でございますが。課題2、青文字でございますが、施設経由処分の13%の再資源化の促進のところでございます。

こちらにつきましては、特に混合廃棄物の要因として1つが、ほかの品目に比べて再生処理の技術のあるいは人的な手間が大きいということが考えられます。あるいは、施設ごとに再資源化・縮減率が異なっているのではないかというところです。

こちらにつきまして、24年度の実態調査の個別の施設ごとのデータを整理しますと、この真ん中の右側にある図のように、再資源化施設における建設混合廃棄物の再資源化・縮減率、ざっくりどういった状況になるかを確認するために、10%刻みでグラフを作っておりますが、ここを見ますと、かなり施設では9割以上再資源化しているということなんですが、少しそれはバラツキがあるといったところでございます。

こういったことを見ますと、やはり再資源化・縮減率、あるいはこの率だけではなくて、最終的にどう使われているか、それから、もう少し中身を見る必要があるかと思いますが、再資源化・縮減率の優れた優良施設がどういうところにあるかという把握・公表して、優良施設への搬出ということを優先実施していくという流れがあるんじゃないかなと思ってるところでございます。

課題3緑色のところにつきましては、既にお話しさせていただいてますが、指標が工事量に影響されるものになってるので、必ずしも適切な評価は難しいというところでございまして、いわゆる建設混合廃棄物排出量、いわゆる全体の建設廃棄物の排出量の内、建設混合廃棄物としてどれだけ出したかという指標に切り替えていくというやり方があるかと思ってるところでございます。

あと、それから再資源化・縮減率という見方もあるかと思ってるところでございます。

引き続き、資料2で説明させていただきます。

8ページ目でございますが、建設発生木材のリサイクルフローでございます。こちらにつきましては、課題1として、右側になりますが、直接最終処分が5%あり、この数字は過去からおおむね5%から10%ぐらいで推移しています。こういったところについて、まだ再資源化施設にきちんと搬出するという余地があるんじゃないかなと、われわれとして

は思ってるのでございます。

搬出するものとしたら、どんな状態で出ている可能性があるのかですが、まず生木などがございますが、そういったものは再資源化して対応ができると考えておりますし、こういったものは施設搬出を徹底するというやり方があると。あるいは根だとか土砂が付いた木材、あるいは腐った木材、こういったものは、どこまで対応できるかというところの、まだちょっと議論が引き続きいるかと思っております。一方でCCA処理木材は、これも有害物質が出るというものでございますので、最終処分、先ほどの石綿と同様に別の整理の仕方があるのかと思っております。

施策メニュー案につきましては、先ほどの混合廃棄物と同様でございますが、基本的には、この辺り、今われわれで把握している情報に加えて詳細調査をやりまして、再資源化施設や焼却施設へ搬出ができるものとできないものを整理するといったところから入りまして、それを出す側の建設業界と受ける側のほうの再資源化施設への搬出というところの徹底を協力をお願いするといったところで、そのあとは同様の流れでモニタリングして、不十分な業者さんに対して個別で要請していくというところでございます。

それから左下課題2というところでございますが、青文字でございますが、焼却施設での熱回収を促進できるんじゃないかというところでございます。こちらについて、要因としては、導入コストに見合った効果が得られにくい、あるいは熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していないということが考えられるといったところでございまして、この辺りの導入効果に関するPR資料の作成・周知というあたりをやっていったらどうかと考えているところでございます。

次のページ9ページ目にいきまして、建設汚泥でございます。建設汚泥につきましては、課題を2つ設定しております、(1)番赤文字のところでございますが、直接最終処分てしまっているところでございます。それから(2)番としましては、再資源化施設経由で処分てしまっているところでございます。

右側の赤文字の直接最終処分が8%を再資源化施設へ搬出できないかというところでございまして、こちらでございますが、主な排出形態としては、1つの工事からの発生量が少ない、あるいは含水率が高い汚泥といったものが想定されます。ですから、こういったものは全部、基本的には再資源化施設で対応できるはずだと考えておりまして、施設への搬出の徹底にもっていくべきではないかと思います。

一方で、自然由来の重金属を含んだ汚泥というのもございますので、こちらは、土壤汚染対策法と同様に適切に処理という形になりますので、これも別途整理なのかと思っていくところでございます。

そのほか、処分費とコストの話がございます。

こちらにつきましても、繰り返しになりますが、どこまでできるかどうかというものを、業界の皆様と意見交換しながら固めていくて、それをしっかりとやると、それをモニタリングして、不十分なところに対しては個別で要請していくというやり方になると思っている

ところでございます。

それから課題2というところで、施設経由の処分7%の再資源化促進というところでございますが、こちらについては、要因としては、処理土に再生しても、なかなか利用先がない、あるいは、施設内の再資源化・縮減率が低い施設が一部あるといったところが、右側のグラフから見て取れるところでございます。

こちらについては、使うというほうの話かと思ってまして、この前段としては、現場内や工事間利用、それから施設処理後の後援としてはいわゆる建設汚泥処理土のようなそういった再生品の利用について、しっかり使ってる事例について整理をして、それを出すという形で、こういったところの使い勝手も広めていくというやり方かと思っているところでございます。それから、再資源化施設のほうでの再資源化率、あるいはその活用がどういうふうに流れていってかかるというところについて確認をして、その優れた施設への搬出を優先するというアプローチがあるかと思っているところでございます。

それからめくっていただきまして10ページでございますが、建設発生土でございます。建設発生土につきましては、ちょっと若干リサイクルフローの見方がほかと違いますので、少し説明させていただきます。

左側が、建設工事で実際に出ているいわゆる建設発生土の発生量でございます。おおむね発生した土の約2分の1、10分の5は緑色の⑩というところで現場内利用をしているところでございます。残り半分の内2割、②の工事間利用それから③の土壤改良プラントというもの、ここはいわゆる工事間利用がされているといったところでございます。残りの3割が⑤番ということで、建設工事ではないんですが様々な受入地というところにいってるというものでございます。

課題として設定してるのは、内陸受入地というところをなるべく工事間で有効利用できないかというものを1つ設定しまして、それが10ページの右側に書かさせていただいてるところでございます。

こちらについては要因としては、いわゆる工事間利用の調整を、基本的には公共機関のみで実施してきたといったところで、民間事業者との連携が、今までちょっと不十分だったんではないかという部分を設定しております。それから、発生土の利用側の公共工事よりも近いところに民間のストックヤード、あるいは土捨場みたいなのがありますと、コスト比較の結果、そういうところにいってるものもあったりするかといったところでございます。

こちらについて施策メニュー案というところでございますが、民間事業者を含めまして、建設発生土の搬出予定あるいは利用希望というところを、しっかり情報交換していくと、「建設発生土総合情報交換システム」というふうに書かさせていただきましたが、こういったものを構築しまして、官民一体的にマッチング強化をしていくこうというのが、今のわれわれ事務局の案でございます。

具体的に言いますと、情報登録・マッチングの手順といたしましては、①というところ

で、まず、出す側の工事実施者が、搬出先が決まってないというところについて、土量、土質あるいはその搬出時期と、あと場所でございますが、こういったものをまず情報として登録する。一方で、土を使いたいという人も、やはり同様に、利用場所、利用料、土質、利用時期、あるいは、それをどう使うかといったところについて情報登録すると。あるいは民間のストックヤード以外もありますので、そういったものは、こういった情報交換システムを開示しているところが、組織的に情報を集めて、そういったところの情報も入れていくという形をもって、出したい側と使いたい側の情報を一元的に見れるようにしていくと。相互にお互いの情報を見ていくと、個別で調整していくというのが、まず1つ目のマッチングでございまして、それは④番になると。ただ、個別レベルでは完全にできない部分もありますので、⑤番として、併せてこういったシステムを管理している人がマッチング調整役という形で担いまして、どことどこでマッチングできないかというのを促していくというやり方があるかと思っています。

システムの確立手法としては、やはり特に建設業界の皆様、特に民間開発事業といったところは、なかなか今までわれわれも情報が入手というか、見えてない部分もありますので、こういった情報登録を依頼していきたいと思っているところでございます。

また、これは今までなかなかここまでできてきてない部分でございますので、まずは、いきなり全部ではなくて、一部地域から試行的に運用していくと、課題を見出しながら本格的な運用にシフトしていくという形かと思っているところでございます。

それから11ページといたしましては、別の課題として、課題②青文字でございますが、民間の一時ストックヤードで不適切な取り扱い、これを抑止していきたいと思います。

これは前回の委員会の場でも出ましたが、今年の2月末に、大阪府の豊能町というところで、いわゆる残土が崩れた事案がございました。こういった事案は抑止しようということを、われわれ国土交通省としても、ぜひ取り組んでまいりたいと考えております。

こちらについて何ができるかというところでございますが、まず、先ほど総合情報交換システムという形の話をさせていただきましたが、こういったところで、いわゆるどういった情報が入ってるかというものをしっかりと確認をして、少し土砂崩落みたいな懸念がありそうな情報は、情報だけでどこまで確認できるようになるかというところはあるんですが、こういったところは個別調査で、適切な取り扱いが行われているかを確認していくというやり方はあるんじゃないかなと思っております。

あるいは、特に一時ストックヤードから出て、そのあとどこにいってるみたいなところが建設工事の外側として動いてしまう場合がありますので、このあたりの2次、あるいはそのあとの受入状況について、その後の利用箇所・利用土量・それから利用法、あるいは積み方など、こういったところを情報としてしっかりと把握していくというやり方がいるのではないかと、われわれとしては考えてるところでございます。

それから12ページでございますが、こちら、地域固有の課題解決という書き方、コンクリートの事例でございます。

左上、背景といたしまして、大都市圏での建築物等の解体量が増加して、これに伴いましてコンクリート塊が発生量が増大。東京・大阪等では、再生クラッシャランの滞留傾向があるという声が、かなり挙がっているところでございます。ただ、実際どれぐらいのデータになってるかというのは、正直われわれとしても把握しきれてないという状況がございます。

その下側に円状のグラフを書かさせていただいておりますが、いわゆる都市圏で赤で囲っているところが外側、これ1.0というのが施設の、複数の施設のアンケート調査で、再生クラッシャランがかなり豊富にあり、余っているといった状況でございますが、必ずしも大都市圏だけではなくて、地方部でもそういった声がある一方で、そうでないところもあるといった形で、全国的にはかなりバラツキがあるといったところが、これから分かるところでございます。ただ、これはあくまでアンケートですので、データというところをちゃんと見ていく必要があるのかと思っているところでございます。

それから右側、赤文字で書かさせていただきましたが、わがほうの実態調査による碎石の排出と利用というところのリサイクルフローでございます。この中で、下のリサイクルフローのところで、ちょっと字が小さくて申し訳ございませんが、⑧再生碎石4040万トンというのがあるんですが、これがいわゆる碎石としてリサイクル材がどうやって使われてるかというところです。ここで言うと、リサイクル材は32%になるので、より使うということも促進できるのではないかというふうに考えているところでございます。

要因として考えられることを、その下に書かさせていただきましたが、再生クラッシャランは、物価本とかを見ますと、新材の碎石よりも基本的には全国的に安価になってるという状況なんですが、使われてないということは、もしかしたら、例えば今まで従来から利用してるところとして路盤材、埋め戻し材、裏込め材、基礎材といったところでの利用がまだ図られてないという余地があるんじゃないかなと考えています。この書いてるところでかなりの部分、主要の部分を占めますので、そういった部分では、余地があるのかと思っているところでございます。

そういったところもございまして、下側の施策メニュー案というところにつきましては、いわゆる産廃業界とか関係省庁と連携しまして、再資源化施設における再生クラッシャランのストック状況とかそういった変動をちゃんとデータ化していくことですとか、あるいは、再生材に新材を含めまして、クラッシャランの利用状況につきましてモニタリングをしっかりとし、利用が不十分な発注者あるいは建設業者に対して利用の徹底をお願いしていくというやり方があると思ってるところでございます。

13ページからが、幾つか「モニタリング」という言葉が出てきましたが、かなり散りばめてますが、そこをもう1回整理すると、こういうことじゃないかというものを整理してるのでございます。

①から⑥とございますが、まず①番として、品目ごとの現場搬出状況をしっかり把握するモニタリングということでございます。具体的には、混合廃棄物、木材、汚泥といった

ところについて、どこに出していく、あるいは、最終処分は何でそうせざるをえなかつたかといったところについて、しっかりデータとしてモニタリングする、それで要請していくくという流れが1つ大事じゃないかと思っているところでございます。

それから②番としましては、再生資材の利用状況、あるいはストック状況について、これもしっかりモニタリングしていこうというところでございます。

それから③番といたしましては、リサイクル阻害要因それから再生資材の利用状況について、しっかり項目として追加していって、こういった実態調査をやっていくということでございます。

実は、実態調査をやる上で幾つかデータを取るやり方があるんですが、その3分の1ぐらいを占めてるのが、建設副産物情報交換システム、C O B R I S というものでございまして、こちらの部分に、まず例えば建設工事におけるリサイクル阻害要因、ここでは具体的に何故直接最終処分になるのかということですとか、再生資材の利用状況について細かい部分については十分聞けてないというところがあるので、こういった項目を新たに追加しまして、建設副産物がどのような形で、現場から産廃施設に入って、また現場に戻っていくかといったところの流れというものを、もう少しデータできちんと把握していくよう改善していきたいと思っているところでございます。

それから④番としましては、既存の届出情報を、もう少し使えないかということです。実は、民間発注の工事とかの情報は、正直なかなか、国としても情報を把握しにくいというところでございまして、こういったシステムでやっていく部分もあるんですが、やはり、もともと既存で情報を整理しているもの、出しているものといったところもしっかり使っていくべきじゃないかとも考えております。

具体的に言いますと、建設リサイクル法（※「資源有効利用促進法」の誤り）の中で、再生資源の利用計画あるいは利用促進計画、それから実施書あるいは廃棄物処理法に基づくマニフェスト情報、こういったところも当面は使っていくようなことが必要じゃないかと思っておるところでございます。

それから⑤番としましては、業界団体への協力要請でございます。実は、先ほどのC O B R I S というシステムでございますが、いわゆる国交省の直轄工事はほとんど10割近く利用しており、これは本省のほうから、しっかり使いなさいと当時指示していたこともあります。こうなってるんですが、地方公共団体で言うと2、3割ぐらいが利用と、それから民間企業の発注については、少ないかというところでございまして、こういったところについての拡大につきまして、いろんな地方公共団体あるいは民間会社、建設業団体、解体工事業団体、それぞれのところに対してお願いをしていくという形かと思っています。

それから⑥番としましては、定期的なデータ整理・統計化というところを、しっかりやっていく必要があるかと思っています。

そういったところを踏まえまして、14ページでございますが、基本的には、従来、各

品目ごとに、左側が品目で、真ん中が従来から把握している項目でございますが、その右側に、新たに幾つか項目を追加しているというところでございます。例えばアスファルト、コンクリートにつきましては、再生クラッシャランみたいな再生資材の利用状況を出しているところでございます。それから木材、汚泥、混廃につきましては、逆に、直接最終処分せざるをえないものについて、それは何故かといったところを聞き出していこうということを書かさせていただいております。

それから土につきましては、受入地でどういうところに、あるいは誰に渡したかみたいなところが必要になってくるのかと思ってるところでございます。

こういった考え方を整理していった結果として、そのあと3章、4章というところを整理しているところでございます。資料2としては15ページ、16ページで、本文といいましては13ページ以降という形になります。

まず資料2のほうで説明させていただきますが、基本的に、引き続き取り組むべき方策といたしましては、前回の計画から引き続きやっていくというものにつきまして、10本の柱に対してそれぞれ、例えば（1）情報管理、物流管理ですと、住宅履歴情報あるいは副産物実態調査といったものがあります。それから新たに取り組むべき重点方策として、右側のほうに少し幾つか取り出しているといったところでございまして、例えば建設副産物の物流のモニタリング強化というのがあります、先ほど言ったような物流モニタリングを、原則毎年やっていくとか、混廃・木材・汚泥の搬出状況、それから直接最終処分要因のモニタリングを強化していく、あるいは再生クラッシャランのストック状況のデータ化といったところを、新たに取り組むべき重点方策として引き出しているところでございます。それから（6）としまして、土という切り口で1つ整理をしてますが、ここの部分では、建設発生土の物流監視システムの構築というところを書かさせていただいているところでございます。土に関しては、いろいろなところに重点方策を挙げているところです。

それから（2）といたしましては、関係者の連携強化というところでございまして、こちら引き続きというところではノウハウの相互活用、あるいは設計段階におけるリサイクルしやすい構造・資材の採用、それから連携強化・意見交換、ニーズ把握といったところについて引き続きやっていきながら、新たに重点的にやるものといたしましては、地域固有の課題解決の促進といたしまして、各建設副産物の対策地方連絡協議会において、地域固有の課題を抽出して解決していくというやり方でございます。

それから（3）の理解と参画の推進というところでございますが、こちらにつきましては、①として費用負担の情報提供・啓発、それから②の優れた取り組みの周知、③の広報活動の継続、④の講習会・研修といったところについては、引き続き取り組むべき方策というふうに整理がございまして、右側の新たにというところでございますが、こちらについては、ほかの環境政策との統合的展開への理解促進というところで①として木材焼却エネルギー回収の導入事例・効果の周知というところを書かさせていただきました。

それから、（4）の建設リサイクル市場の育成というところにつきましては、①として解

体工事の体制確保、②の質の高い企業の取り組みの情報発信、それから③の入札契約方式の活用といったところでございます。

それから（5）の技術開発の推進というところに関しましては、①として新技術の活用、それから②としてカスケード利用、③としてリサイクル技術の普及、④の他産業での需要拡大、それから⑤として試験研究の支援というところを書かさせていただきました。

資料2のほうで、もう少し説明します。

それから16ページにまいりまして、（6）の発生抑制でございます。こちらにつきましては、引き続き取り組むべき方策といたしまして、①の社会資本の戦略的維持管理・更新、それから②として住宅長寿命化、③として既存ストックの有効活用、④として計画・設計段階での配慮ということを書かさせていただきました。

それから（7）の現場分別のところでは、①として解体作業の適正化、②として現場分別の作業の強化育成、それから③として、小口巡回共同回収システムの導入促進、それから④として現場巡回の充実というものを、引き続き取り組むべき方策といたしまして、右が新たな重点というところでございますが、こちらにつきましては、（4）として再資源化・縮減率向上のための現場分別・施設搬出の徹底強化というところでございまして、①として混廃の現場分別の徹底協力依頼、それからモニタリング結果に基づく個別要請ということを書かさせていただきました。

それから（8）の再資源化・縮減でございますが、こちらにつきましては、引き続き取り組むべきものとして、混廃の再資源化の強化、それから廃石膏ボードのリサイクルといったところでございます。

右側の新たな重点というところにつきましては、②の混廃・木材・汚泥の再資源化施設への搬出徹底といったところについて協力依頼、それからモニタリング結果に基づく個別要請といったところでございます。併せて、優良な混廃・汚泥の再資源化施設の把握・搬出を促進といったようなところでございます。

（9）の適正処理につきましては、引き続きとしましては、電子マニフェストの促進、適正処理の指導・監督、それからCCA処理木材、石綿の適正処理、それから自然由来の重金属の土砂対応と、こういうことでございまして、新たな重点というところでは、建設発生土の有効利用と適正処理の促進強化といったところについて、建設発生土の不適切な取り扱いの確認、問題があれば要請といったことを書かさせていただいております。

それから（10）の再使用・再生資材の利用というところでございますが、こちらはかなり、①から⑦と、ちょっとボリュームがございますが、①としては資材の再使用の促進、②としては他産業副産物の活用、③としては再生骨材コンクリートの事例周知、④としては発生土の中期的利用調整、⑤としては一時ストックヤードの活用、⑥としては浚渫土砂の有効利用、⑦としては災害廃棄物の有効利用ということを書かせていただいております。

右側の新たに取り組むべき重点というところでございますが、こちらについては、まず1つ目（5）として、建設工事における再生資材の利用促進。こちらについては、再生資

材の利用状況に関する指標の導入、あるいは併せてモニタリング結果に基づく利用徹底の個別要請ということ、②として建設汚泥の先進的な利用事例の周知と。それから（6）としては、土の有効利用・適正処理というところで土の官民一体的なマッチング強化をしていくということを書かさせていただいております。

少し資料3の文書形式のほうを並べながらさせていただきますが、13ページからが、当面の主要課題に対して重点的に取り組むべき方策というところになっておりまして、（1）で、先ほどのような物流問題の強化で、あと文章を幾つか書かせていただいた上で①から③といった形で箇条書きで具体的に方策の文書を作っているところでございます。

それから14ページ（2）の地域固有の課題解決の促進といったところで、こちらで箇条書きをします。

それから（3）のほかの環境政策との統合的展開への理解促進というところで箇条書きをします。

それから（4）としまして、現場分別・施設搬出の徹底強化といったところで、めくつていただきまして、箇条書きを3つといったところでございます。

それから（5）の建設工事における再生資材の利用促進といったところで、箇条書きを2つ書かさせていただいてます。

それから、（6）の土の有効利用・適正処理の推進強化といったところで、ここで箇条書きを3つということになります。

ここまでが、もともとやっていた施策に対して幾つか切り口を書いたり、あるいは、もう少し重点的なとこをというものを繰り返したものでございます。

それから17ページ以降が、4.で、建設リサイクル推進に当たり引き続き取り組むべき方策でございまして、こちら（1）から（10）まで、前回の10本柱の目次をそのまま引き続きやる、着実に進めていくといったものでございます。

こちら（1）として情報管理、物流管理で2つ、（2）で関係者の連携強化で3つ。

すみません、ちょっと説明漏れましたが、例えば（1）のところでは、物流モニタリングの強化みたいなところがここに絡んできますので、そこ以外のものを、ここでは書かさせていただいているといったところでございます。関係者連携強化ですと、地域の課題みたいなところっていうのは、こういったところに該当するものでございます。

それから、18ページの（3）理解と参画の推進というところでは、めくつていただきまして、箇条書きを3つ、4つ書かさせていただいております。

19ページ（4）の建設リサイクル市場の育成というところでは、先ほど申したような箇条書きにしてございます。

それから技術開発等の推進につきましては、箇条書きを5個ほど、20ページの下側に書かさせていただいています。

それから21ページに、（6）として発生抑制ということで箇条書き4つ、7番として、現場分別というところで箇条書き4つ、それから（8）として再資源化・縮減というとこ

ろで、めくっていただきて箇条書き2つ、23ページ(9)の適正処理といったところで箇条書き4つ、それから下側の(10)というところで、再使用それから再生資材の利用といったところで、24ページの下側から25ページの頭まで箇条書き7つということになっています。

本来であれば、ここはちょっと1つ1つ読み上げたかったところですが、時間の関係もあるので、そこは省略させていただきます。申し訳ございません。

それから26ページからは、少し、今のこの点につきまして品目ごとに何をやるかというのが分かりにくいので、26ページ以後では、基本的に再掲でございますが、各品目ごとにどういう方策になってるかというものを書かさせていただきましたというのが、29ページの頭までという形になっております。

こういった形で、具体的に事務局としてとりまとめ案というものを作成させていただいたところでございます。

長くなりましたが、説明は以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

かなり説明が長かったので、いろいろお気づきの点も、ぜひ忘れないように、ご発言をいただきたいと思います。

それで、今から残り時間40分強、このとりまとめ案、建設リサイクル推進に係る今後の方策を詳しく見ていくべきだと思います。

どこからでもけっこうでございますので、ご意見、ご発言をお願いしたいと思います。
出野委員からどうぞ。

【出野委員】 解体工事業連合会の出野でございます。1点確認と要望を2、3お願ひをしたいと思います。

資料2のパワーポイントについてですけれども、まず1点目の簡単な確認なんですが、13ページの真ん中辺り④で、既存届出情報とありますけれども、括弧書きで、「建設リサイクル法に基づく再生資源利用（促進）計画」とありますが、これは、資源有効利用促進法ではないかと思ったんですけども、ご確認をいただければと思います。

【事務局】 そうですね、確認します。確かにおっしゃるとおり、資源有効利用促進法も絡んでいます。両方の法律がうまくどう絡んでたか、ちょっと整理していないかもしれません。分かりました。

【出野委員】 それは確認だけです。あとは要望といいますかお願いです。リサイクルというのは数字がたくさん出てきますけども、どこかに、例えばわれわれは100%を理想として完全リサイクルを目指してると、そういうふうにどうも読み取れるような気もしますので、そうではないというところを、何かどこかで表現していただければありがたいなという感じがいたしました。どんなにお金を使ってもいいから100%にするんだと、そういう意気込みでやってると読みそうな気もしますので、その辺り、ちょっとどこか表現入れていただければありがたいなという感じがいたしました。

それから2点目が、これも要望ですけども、建設副産物の発生量が増加することが見込まれるという表現が、あちこちたくさん出てきますけども、できれば、具体的にどのくらい増えそうだという予測、データが、これは難しいと思うんですけども、出していただければありがたいなという気がしております。実は、10年以上前に、国交省から資料は出でることは出でるんですけども、それも、かなり違ってました。過去さかのぼって調べても、けっこう数値が変わってましたので、そこら辺り少し正確な数値、例えば解体工事で言うと、年間どのぐらい解体工事、棟数と平米数と排出量、トンでもいいんですけど、そういうものがあれば、施策を考える上でも、あるいは業界として将来を考える上にも、かなり有効な参考資料になると思いますので、ぜひ国のほうで、そういう資料を作っていただければありがたいなと思っております。

それから最後ですけども、解体作業員の教育とか、いろいろ今後の施策として出ておりましたけれども、その中に、現在解体工事を営業する業者というのは3階建てになっています。500万円未満の工事については建り法の登録業者、500万円以上の工事については建設業許可と。建設業許可も建築工事業またはとび・土工、今回は、とび・土工から解体工事を抜き出すと、こういう法案を今ご審議中だと思いますけども、結論的には3階建てになると。

どうも上のほうの建築工事業者というのは、性善説じやないですけども、ほっといても、ちゃんとやってくれるという前提で物事が考えられていると。500万円未満の登録業者については、まあ軽微な工事だから、ほっといてもいいだろうと、大して影響ないだろうと。どうもそういう形で放っておかれているような、そういう感じがします。真ん中のとび・土工、今回の新しい解体工事業者については厳しくやろうかと、そういう雰囲気が見て取れるんですけども、建築工事業の許可業者、新しい解体工事業の許可業者、それから登録業者、そこら辺り全部まとめて、もうちょっときちんと指導できるような何かそういう方策といいますか施策を考えていただければありがたいなという要望でございます。

以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。3点いただきました。

1つの100%という話でございますが、これについては、やはりエンジニアの世界でやってる部分ですので、基本的には100%ということは、やはり難しいだろうと思っております。ただ一方で、できるだけそこに向かってやれることはやっていこうというスタンスかと思いますので、その辺は表現ぶりを工夫させていただきたいと思います。

それから、2番目の発生量がどれぐらい出るかというところでございますが、ここ、実は先ほど出野委員からもあった部分、私も今日に至るまでに、ちょっと資料等を確認をしてきておりますが、なかなか、まだ説明できるものになっていないというのが正直なところで、ちょっとこの辺につきましては、時間をかけてしっかりと、そういった発生予測みたいなものが、ちょっと今回の小委員会のステージでは間に合わないとは思うのですが、それは引き続き、事務局のほうでやっていきたいと思っています。

それから3番目の建設業、解体工事業のあり方という部分につきましては、今このリサイクル推進施策検討小委員会ではなくて、別の基本問題小委員会のほうでかなり議論がされておりますので、そちらのほうの議論に委ねるべきかと思っております。

以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。それでは続いて、米谷委員何かあつたらどうぞよろしく。

【米谷委員】 日建連の米谷でございます。細かいことを含めてですが、いろいろあるんですけれども、よろしいでしょうか。

資料2の資料のまず7ページの混合廃棄物のところで2点。

まず1つ目が、この指標を変えるというようなお考えがあるということなんですかとも、こちらの分母になる廃棄物総量というのには、これは、汚泥まで含めてが分母になるという考え方でしょうかということです。

【事務局】 現在はそうなっております。

【米谷委員】 これは、ほかの品目については、まだ混合廃棄物になり得るものではありますけれども、汚泥が混合廃棄物の中に入り込むということは、ちょっと通常では考えられないものだと思いますので、これは分母から除くべきではないかというふうに考えております。

それから混廃の2点目ですけれども、7ページに、各施設ごとの再資源化率のグラフが載ってありますし、ここで90%以上というのが半分以上という素晴らしいデータが載っておりますけれども、私の長年の経験上ですけども、混合廃棄物の処理業者さんに、リサイクル率は何%ですかと聞いた場合には、混合廃棄物だけのリサイクル率ではなくて、混合廃棄物の施設というのは、大体、分別したものも入ってくるんですね。例えば混廃の中に木材であるとか石膏ボードであるとかが入っていた場合に、それを選別して、選別した木材を、分別して入ってきた木材と一緒に搬出をする。石膏ボードも同じで、分別して入ってきたものと一緒にして、石膏ボードのリサイクルに回すというようなそういうやり方をしているものですから、実際、混合廃棄物だけのリサイクル率を把握するというのは非常に難しいことは事実なんですね。

そういう状況なので、結果的に、おそらくほとんどの施設の場合には、入ってきた総量、分別したものの混合廃棄物の全体を合わせての総量に対してリサイクルしたものが何%というのをリサイクル率として言ってくるというのが普通なんですね。

ですので、これは決して混合廃棄物のリサイクル率にはなっていなくて、本当にそういった部分まで確認をしようとするならば、その辺りを、推計値にしても、混合廃棄物のリサイクル率というのがどれだけなのかということをしっかりと把握することが、まずデータを見る上で必要最低条件ではないかというふうに思っております。

ちなみに、以前私のほうで、想定の想定ですけれども、混廃のリサイクル率というのをいろいろな品目ごとに調べたところ、ある施設においては、業者さんからは80%ぐらい

のリサイクル率というふうに聞いていたんですけども、その想定のもとで混廃の純粋なリサイクル率というのを調べると、四十数%とかそういったようなことも状況としてありますので、ぜひ、その辺り、しっかりしたデータを作るよう検討していただければと思います。

3点目ですが汚泥に関してです。9ページですね。こちらにつきましても、今と同じ話がございます。こちらに至っては、ほんとに、この再資源化率ですね、9ページの左側のグラフですけれども、汚泥につきましては前回も、もうありとあらゆる場で発言しておりますけれども、特に汚泥の場合の再資源化率というのが、非常に実態が分かりにくい状況になっていまして、こうしたものについて処理量を、処理施設サイドから、うちのリサイクル率は何%ですと言ってきたものを、そのままのみにしたデータというのは、ほとんど、私は個人的には信用できないというふうに思っておりますので、もっとそこの部分も、もしこれが事実というふうにお考えなのであれば、その基となるデータをしっかりと把握して、こういった数字を使っていただきたい。これらをうのみにした上で、そういう施設に入れてるかどうかということで元請を指導するには、ちょっと、もっと足元を固めた上でという形で対応していただければと思います。

同じく汚泥に関してですけれども、これはちょっと質問です。9ページの右側で、直接最終処分されてる要因の一つとして、高含水率の汚泥というのがあるんですけども、これはちょっと私の認識では、むしろ高含水率の汚泥というのは、ほんとに85%を超えるような含水率ですと、最終処分直接してはいけないということもありますし、そうでなくとも、比較的高含水率のものこそ、中間処理されてるというふうに認識をしておりますので、ちょっとこのような表現があるのは、どういう意味なのかというところは教えていただきたいと思っております。

あとコンクリート塊に関しては、12ページの表になりますが、今後の対応の部分でも、コンクリート塊の問題は地域固有の問題であるという前提で、この資料が作られてるよう感じられますが、これが本当に地域固有と言えるのだろうかという点を、ちょっと疑問に感じております。

12ページの右側のグラフは、非常に面白いグラフを作ってくださったなと思って拝見をしておりますけれども、これで見ますと、ほとんどが1か2で、3、4という数字になっていたり品不足だということを言ってる自治体というのは、もう極めて少数なんですね。今ちょっと数えたところは5自治体でしょうか。

というような状況ということを考えると、必ずしもコンクリート塊、地域による差はあるにせよ、やはり全国的に、今後ますます上がっていく状況になるというようなことは言えるのではないかと思います。この解決策も、地域固有の問題だから地域の協議会で検討しなさいねという、ちょっと地域に投げるような形でいるスタンスというのは、いかがなものかという気がいたします。

あとは、この全体に関して、すべて副産物として出てきてしまったものに対してのデー

タについての検討という状況で、発生抑制という視点が、少なくともこの資料2の資料においてはほとんど見えないのが、一番最後に、従来からの引き続き取り組むべき方策というところに発生抑制という言葉が出てきてはおりますが、先ほどのお話では、発生抑制というのは、別の委員会での検討事項だというような整理だったかと思うのですが、16ページの表の発生抑制の項目の中でも、特に④ですね、1から3というのは、この委員会のマターではないというふうには認識をしておりますけれども、④の計画・設計段階での配慮というこれは、私ども建設業者としては非常に強く要望したいところです。

発注者さんのほうで、今困ってるコンクリート塊しかり汚泥しかり残土しかりですけれども、そういうしたものについての処理というのを、廃棄物についての処理責任が元請にあることは事実ではありますけれども、やはりプロジェクト自体を検討される中で、特に大量に出てくるそういうものの、それを出すのが仕事ぐらいの部分も大いにありますので、そういうものについて、どう処理をするか、どうリサイクルするかというところまでを、ぜひ、計画・設計段階というところから考えるというそういう仕組みを作ることこそが、廃棄物の根本的な解決策になるというふうに私は信じておりますので、発生抑制について、もう少し踏み込んでいただきたいと思います。

以上です。長くなりました。すみません。

【嘉門委員長】 個別に答えられる件がありましたら、簡単によろしくお願ひします。

【事務局】 ありがとうございます。6点ほど、いただきました。

1つ目の、今回の指標の中で分母に汚泥というところでございますが、確かに前回の委員会でもご指摘いただいたと思います。実はその点については、すごく悩んでいるところでもありますが、汚泥除きの建設廃棄物量というのは何だろうというところの疑問もございまして、ここは正直、なかなか数字の作り方として整理しづらいかと思っているところと、一方で、そこに建設汚泥が入っていても、問題が正直ものすごくあるかというところは、いろいろ考えた結果、私の中では、あまり数字がややこしくなるので、今は含めておいてもいいのかというふうに思っているところでございます。ここはちょっとまた個別で、もう少し議論させていただければいいかと思っています。

それから2番目、3番目は共通の話だと思っておりまして、まさに今までの実態調査のやり方をそのままやるというよりは、こういったデータを使っていくということであれば、もっとちゃんとした聞き方があるんじゃないかというところだと思いますので、ここは、実際この計画のあと具体的化というどこでしっかりとやっていくというスタンスでいいのではないかと、思ってるところでございます。

それから、4番目の高含水率の汚泥のところでございますが、これは実は、事前にいろんな方に聞いた時に、高含水率の汚泥が直接最終処分になってるのではという意見が別のところからあったというところでございました。そういう事実関係があったので、今回はそこに残させていただいているというところでございます。

それから、コンクリートの課題の地域個別のということでございますが、確かに米谷委

員のご指摘のとおりの面も多々あると思います。

ここは、全国でという部分と地域との両方のアプローチがあると思っておりまして、特にコンクリートにつきましては、地域での取り組みもしっかりとやっていくべきだというところを強く思っておりますので、全国での取り組みをやらないというわけではないですが、地域でしっかりとやっていくというかたちが1つ大事だろうと。その象徴のようなものがコンクリート塊じゃないかというところで、あえて、そういう形でとらさせていただいているところでございます。

それから、最後の6番の発生抑制の部分につきましては、確かにご指摘のとおり、発生抑制の部分につきまして、新たな方策を今1つも書ききれてないというところは事実としてございまして、おそらくもう少ししっかりやるということでは、④番の計画・設計段階の部分だと思ってますので、ちょっとこの部分については、書きぶりのほうをもう少し事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 よろしくお願ひします。

最後の部分は、この16ページの資料2で、新たに取り組むべき重点方策に何もないというのが、やはり問題だというご指摘だということですね。

発生抑制を徹底的にやるというのは環境施策の根本ですから、やはり4章に引き続き取り組むべき方策にあって、実は発生抑制のほうを基本的に重点的な施策として出してないので、今回はぜひ3に、やはり発生抑制をより見える形でやるんだと、もう解体よりも改修ですね。そうすると、出さない、建設廃棄物の量ができるだけ減らすという、だから維持管理時代になっても、発生量が単純には増えないようにするというところをやっぱり書き込んでいただくのが重要かと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

【事務局】 わかりました。

【米谷委員】 すみません、ちょっと今の件に関連してで、よろしいですか。私が要望してるのは、ちょっと委員長とは。

【嘉門委員長】 ちょっと違うことは違うんです。それを了解した上の話です。

【米谷委員】 あと要望というのは、この計画・設計段階での配慮という一言が書かれてはいるんですけども、この中身をもっと掘り下げていただきたいということをお願いをしたいということです。

【嘉門委員長】 じゃあ、次は大塚委員のほうから、ひとつよろしくお願ひします。

【大塚委員】 どうもありがとうございます。

今、米谷委員のご指摘もあったように、私も発生抑制は非常に重要なと思ってるので、ぜひお願いしたいんですけども、それ以外の点も幾つかお伺いしたい、あるいは意見として申し上げたいと思います。

5ページのほうで、次期目標値案というのを出していただいたんですけども、建設発生土について有効利用率というのが出てるんですけども、再資源化をしたあとで、どうい

うふうに利用されてるかということとかについても目標値を設定していただけたと考えています。

ただ、その前提として、そのデータが信頼性があるものでないといけないという、先ほど米谷委員がおっしゃったような問題がございますので、ぜひ、その点をまずしっかりとしていただきながら、有効利用率というようなものを、再資源化率だけではなくて指標として検討すべきではないかと思います。

それから 6 ページのところで、先ほど、課題①のところの（1）のところで、こういう残渣等についてはリサイクル率が 100% にならないので、外に出すかというようなご指摘をなさったんですけど、それはリサイクル率をどういうふうに考えるか、それから再資源化率をどういうふうに考えるかということに関係してくると思います。

さっき出野委員がおっしゃったこととも関係するんですが、私はリサイクル率が 100% になるものとは必ずしも思っていないので、そこを目指すというのはいいんですけども、残渣は必ず残るはずなので、そのような前提で考える必要があるのでは無いかと思います。

それから、10 ページに建設発生土の再利用の話をいただきましたけれども、個別の事例になってしまって恐縮ですが、現在、リニア新幹線との関係で建設発生土は大量に出てくると思いまして、それに対する対応に関しては、何かご検討なさっていることがあるか、ちょっとお伺いしたいところでございます。

それから 4 点目ですけども、これはもう既に古くなっているのかもしれません、石膏ボードに関して、かつては大問題になりましたが、現在、これに関してどういう状況になっているかを、教えていただけるとありがたいとおもいます。以上 4 点です。よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。4 点いただきました。

1 つ目は、再生資材の利用に関する目標値ということ、新たな数値的なものを立てたらどうかというところでございます。こちらについては、事務局としても、1 回それはできないかと考えた部分はあったのですが、正直、しっかりとしたデータを取れる体制の構築ができていないというのが現状と思ってまして、2 段階でやっていく必要があるかと思っているところです。ですので、利用状況をしっかりとデータとして把握するというのがファーストステップで、その次に、そういった数字を見ながら目標を立てていくというステップかと思ってます。それで今回は第 1 ステップまでどうかという形で、事務局として案は出させていただいたところでございます。

2 つ目の残渣の件でございますが、ご指摘のように、残渣みたいなものがどうしてもあって 100% にできないというのは、ご指摘のとおりだと思います。今回、外に出すべきだと言ったのは、いわゆる石綿とか CCA、やはり有害物質が含まれるので、それは本来リサイクルしてはいけない、要は、そういったものだけは分母に入れるべきではないのではないかというのが事務局のほうの考え方でございます。残渣みたいなものは、当然分母

に入れながらという形というような前提だと思っております。

それから、3番目のリニアの土の関係でございますが、基本的にその建設副産物をどうしていくかという点については、まず一義的には、その事業の実施者にございますので、事業者のほうで発生を抑制する、それから、最終的にどうするのかという処置をしていくというところまでは、まずしっかりと考えていただくというのが基本スタンスだというふうに私どもとしては思っているところでございますが、ただやはりその副産物、特に土に関しては、建設工事の中でみんなで融通しながら使っていこうという構図が必要ですので、その辺り、従来公共だけでやってたところを、官民一体となって土の融通を図っていくといった点について、国土交通省としても事業者のほうを支援していきたいというのが、今的基本スタンスでございます。

それから最後、石膏ボードにつきましては、国土交通省のほうとしては、2年ぐらい前に現場での石膏ボードの分別をやっていこうというところに関してマニュアルを整理させていただきまして、それを現場で使っていただこうということを、今続けているところでございます。また、たしか環境省の方でも別途石膏ボードの再資源化というところをどうしていくかというところについては、別途検討されているところだったかと思います。そういう意味では、石膏ボードのリサイクルを進めていこうという点については、いろいろ進んではいるのですが、まだ抜本的にこうしていこうというところまでは至っていないのが現状ではないかと思っているところでございます。

以上です。

【大塚委員】 廃石膏ボードについては、言及されていなかったような気がするので、どこかにお書きいただくことは可能ですか。

【事務局】 説明を最後、文書のほうを飛ばしてしまったのですが、22ページ、23ページのところでございまして、(8)の再資源化・縮減というところで、廃石膏ボードについては書かせていただいてます。

【大塚委員】 ありました。すみません。

【嘉門委員長】 続いて村上委員よろしくお願いします。

【村上委員】 住宅生産団体連合会の村上でございます。

各項目にモニタリングを実施するとあるんですが、どのようになさるのか、非常に分かりづらい。

そのモニタリングの実施自体が、各元請から最終処分まであるわけですけど、どこに対して、どのような調査を求めているのか、また、その求めているものが過大なものであつてはならないと思うんです。

過大なものであるのであれば、新たな報告書をまた作るようなことを求めるることは、おやめいただきたい。電子マニフェストもあれば紙マニフェストもあるし、リサイクル法の届出もあるわけですから、そういうものがきちっと提出されているわけですから、そういうものから抜き出していただければ、いちばんいいと思います。新たにそういった報

告書を求めるようなことは、やめていただくのが一番だろうなと思っております。

次に、「分別」という言葉が出てまいりましたけれども、分別することが悪いとか嫌だとかそういうことを言ってるわけじゃございませんで、現場で分別を数多くやりましても、搬出先の中間処分処理施設がそれに見合った処理能力がないというのが一般的なんですね。ごみの一般廃棄物の種類を見ましても、廃棄物の種類で分けるというのがまず一般的で、廃棄物の種類の中で、それ以上にまた分けるということも進んではきていますけれども、それは、ほぼ分別がしやすいもの、もしくは有価性が高いもの、そういったところがありますので、分別をすればいいっていうような考え方とは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。分別をして、非常に役に立つもの、やりやすいもの、いろいろありますので、そういうのを分けて検討をいただければと思います。

以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。2点いただきました。

1点目の、モニタリングの際に従来やっておるものとして、先ほど書いたマニフェスト、それから資源有効利用計画書、それからあとは実態調査という大きく3つかと思っております。この3つよりもさらにプラスアルファで4つ目という構図は、基本的に違うと思っております。基本的には国土交通省としては、特に実態調査を一番重点的にやっておりまして、そこをうまくどうやっていくかという世界かと思っておりますので、村上委員のご指摘の部分は、心に留めて考えていきたいと思います。

それから2点目の部分は、非常に難しい問題だなと思ってまして、なかなか答えはないかというのが正直なところなんですが、ただ、やはりわれわれ発注者側という部分と、実際に扱う建設業界さんと、それを受け入れる側の産廃業界さんで、どこまでができるのかというところをしっかりと構築していくって、じゃあ、ここはできるよねというところをちゃんと整理していくことについて、われわれがイニシアチブをとってやっていくことが必要ではないかというところにヒントがあるかと思っているところでございます。

ちょっと完全な答えになっていないかと思いますが、といったスタンスで考えていきたいと思います。

【嘉門委員長】 次は崎田委員。

【崎田委員】 ありがとうございます。

かなり同じ意見が既に出ていますので、簡単にお話をしたいと思います。

私が、第3次の循環基本計画の見直しの時に参加をしておりました時の印象から言いまして、やはりリサイクルの徹底ということは、かなり進みましたけれども、リデュース、リユースの制度化につきましては、推進しようという精神的なところからの普及啓発が中心で、具体的なところになかなか入りにくいというのは、すべてのリサイクル法にとっての今の課題だというふうに思っています。そうした意味では、リデュース、リユースのところをしっかりと可能性を考えていただければありがたいと、私も考えています。

また、先ほどのいろいろご質問の答えなどを伺いながら思ったんですが、リデュースの

ところ、発生抑制のところで、設計段階からのことのご指摘などありましたが、そのことと、リユースという視点が一言も出てきません。

現実には、本当に解体や建設の現場の事業者の方々にとっては大変難しい話だとは思いますが、やはりそういう視点を入れておくこと自体が、こういう制度には大事だと思います。

そして、5年前の見直しの時には、日本家屋の木材のリユース使用ができるようなものもあり、そういうものに関しては市場をきちんと形成しようというような意見交換はあったと思います。もう一度、そういう視点は考えていただければ幸いです。

なお循環型社会を作る際に、今回第3次の見直しの時に地域循環圏という視点の、言葉を入れていました。これまで資源を広域的に、とにかく関係機関に回していくというだけではなくて、まず地域でその資源性と地域性を生かして、循環利用できるものはきちんと循環をさせる。ただし、地域の視点でやって無理なものに関しては、少しずつ広域化していくという、地域と広域化のバランスを見ながら、重層的な循環型社会を作っていくこうということを強調していると思います。先ほどの地域だけでは解決できないものに対してご質問もありましたが、その両面が大事っていう辺りを明確に書き込んでいただくことが、やはり関係者の皆さんへの信頼関係作りには必要なのではないかというふうに思いました。

最後の1つですが、やはり循環型社会を作るときに、そういう事業者の方々と、社会がそうした取り組みを理解しながら、より質の高い事業者の方々との取り組みをすることが大変重要だと思っています。

こうした視点で考えると、この取り組みを社会に発信するまたは、特に先進的な取り組みをより評価し、事業者の方々へのインセンティブを高めるというようなことも必要ではないかと思います。その辺のところが欠けていると思いました。

そこで、なぜ特に思ったかと申しますと、資料2の9ページの右の中央辺りに、再資源化施設よりも近距離に処分場があるため、最終処分費のほうが安いので、そこに入れてしまうようなケースが地方部の一部であるということが書いてあります。しかしこれは建設だけではなくて、食品リサイクルですとかすべてのリサイクル法で課題になっておりますけれども、自治体等々色々な処分施設には、それぞれの様々な決め事があり、急に金額を上げるというわけにはいかないというような議論に必ずなります。

ですからやはり、それでもきちんと資源化をしようというような事業者の方々を、きちんと社会が評価するように強めるということが、まず1番目にできることかと最近思っておりますので、よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。3点いただきました。

1点目、リデュース、リユースの話でございます。まず、今回の構成の中で、リデュースに該当する4の発生抑制でございますが、そこは先ほど言われたように、それから今、崎田委員がご指摘いただいた部分で対応するのかと思っております。

それからリユースのほうなんですが、一応位置づけとしては、(10)の再使用・再生資

材の利用の内の再使用という部分がリユースに該当する部分でございまして、具体的に①から⑦の中で該当するものといったら、①のみかというのが正直なところでございます。従来、例えば、鋼矢板を使い回して流用するとか、それから型枠のボードを再使用するといった部分で再使用はこれまでやってきたところですが、正直なかなか再使用の新しい、良い部分が、実は見いだせなかつたという部分で、正直なかなか建設工事の中でリユースという部分がほかの2つ、リデュースあるいはリサイクルよりも厳しいのかという面はあるかと思いますが、その部分につきましては、この①番をちょっとしつかり引き続き、やれるものがあれば発掘しながらやっていくというところで、スタンスとしてはみているというところでご理解いただきたいと思います。

それから2番目としまして地域循環圏の話は、おっしゃるとおりでございます。今回構成として、地域の取り組みは地域の取り組みでやる、それでやっぱり解決できない場合は、全国的にやるものというのは、両輪かというスタンスであります。特に今回は、地域でできることは、しっかりやってほしいと。それとは逆に、各ブロックでやったことが全国にフィードバックされていくと。幾つか地方グループのほうでいろんなことをやっていただくということが、結果的に、全国のリサイクルを促進することになるかという考え方をしております。

それから、3番目の社会への情報発信というところは、スタンスとしては、まさにそのとおりでございますが、ちょっと書き入れてない部分があるかと思うので、そこは少し修正させていただきたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 よろしいでしょうか。崎田委員の再利用のほうは、16ページの10番は、どうも再生資材の利用がやはり重点的なので、そういう再生する前の再利用も重要なという趣旨を書き留めてということですから、そこもひとつよろしくお願ひします。

【事務局】 分かりました。

【嘉門委員長】 次は細田委員お願いします。

【細田委員】 それでは、簡単に3点申し上げたいと思います。

本文の19ページから20ページに需給のことを書いてあると思うんですけど、これはきっちり書かれてあると思います。

そこで、1つ私はちょっと欠けてるかと思うのは、費用面のことが全般的に書いていない。適正なリサイクルに関しては、もちろん競争圧力で費用が削減されることは重要ですけど、適正な費用が支払わなければならない。これは難しいところなんですかね。

そうしないと、費用の圧縮ばかりいくと不適正受理、不法投棄につながるので、そこはやっぱり静脈物流関係としては、適正な費用を担保するっていうことは、ないとまずいのかと私は思います。それが第1点目です。

第2点目は、需給バランスのことでクラッシャランに関して空間的な問題が書いてあると思うんですけれども、おそらく、例えば建設発生土に関しても汚泥に関しても、あるいは

は混廃に関しても、需給のバランスができる自然な空間ってあると思うんですね。その配慮がもうちょっとあって良いと思います。クラッシャランについては問題性としては書いてありますけど、物理的な空間的な領域で経済的にうまく回るシステムというのを、もっと考えていいのかと思います。それが2点目です。

3点目は、ちょっと大所高所になってしまいますが、国の循環基本計画の中に、この成果はどのくらい位置づけられるのか。建設リサイクルというのは非常に大きいわけですね。ここでのリサイクルが進むと、あるいはリユース、リデュースが進むと、全体的な3Rに貢献するという意味で、これがどのくらい循環基本計画の中に位置づけられるかっていう発想が、もうちょっとどこか出ていいのかと思います。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。3点いただきました。

1点目、費用面のところにつきましては、19ページ、20ページという建設リサイクル市場の育成という1つ前の（3）理解と参画の推進というところで、適正な費用負担があるというところについて、本文それから①の行政はから始まる箇条書きに、適正に費用負担をするよう情報提供や啓発を継続して実施すべきだということで書かさせていただいております。

2番につきましては、細田委員のご指摘の趣旨がちょっと分からなかつたので、再度教えてください。

【細田委員】 要するに、建設資材は、それをリサイクルすると物流費用がかかってしまいますよね。だから、東京で出たのを北海道でリサイクルをするというのは、これは、プリント基盤はあります。でも建設資材の場合それはないわけで、需給バランスを合わせるべき地域・空間がある。マッチングの話がさっきありましたけど、その空間というのがあって、クラッシャランならクラッシャランとして自然なリサイクルができる需給バランスができる空間がある、領域がある。それを少しもっと考えたほうがいいんじゃないですかということです。混廃には混廃の需給バランスの範囲があるでしょうということです。

それをもしかしたら、もうちょっと広げろという意味があるかもしれませんし、建設副産物は何キロになってましたっけ。一応、物理的な規定ございますよね。

【事務局】 コンクリート、アスファルトは40キロ、それから土、汚泥に関しては50キロの中で、リサイクル原則化ルールというものを設けて、しっかり回していくこうというのが今のやり方になっております。

【細田委員】 それは、さっきの費用の問題とかかわるんですけど、その空間を広げようと思うと、需給バランスが合うかもしれないけど、コストが合わなくなってくるというところがありますね。物理的な空間の費用の面で少し考えるべきことがあるんじゃないかなということです。

【事務局】 ありがとうございます。実はリサイクル原則化ルールをどうしていくかという点については、今日に至るまで、かなり議論してきたところです。

前回、今日ご欠席の杉山委員からもありました環境負荷の軽減というところのご指摘、それから今日話に出たコストの軽減というか、コスト面という話もありまして、そういういつたものの状態から考えると、一概にこうすべきだというのは、なかなか整理しづらいのが正直なところかと思っております。今回、実はその部分は、方策としては落とす形にさせていただきました。

それから、3つ目の部分の循環型社会形成基本計画のほう、この建設リサイクルに関する記述を盛り込むという点なのですが、昨年の5月に今的基本計画を策定して、今動いているところでございますが、基本計画は定期的に改訂していく形だと思いますので、そういった中での建設リサイクルの貢献というところをしっかり書いていただけるように、われわれも今回の方策あるいは国交省としての建設リサイクルの計画を作成しつつ、それを着実に進めていくというところで、そういう方向にしていきたいと思っているところでございます。以上です。

【嘉門委員長】 それでは織委員。

【織委員】 ありがとうございます。

建設リサイクルの場合は、やはりほかのリサイクル施策と比較して、かなりB to Bという世界なのかと思います。今回、施策がすごくラインナップされてるんですけども、市民から見て分かりにくいのは、各事業者間の役割分担がどうなってるのかというところが、この施策のメニューのラインナップでは、すごく見えにくいんですね。ですから、解体業者はこういうことをして進めていくですか発注元はこういうことをしてやっていくんですというのがもう少し見えてくるといいのかという気がいたします。まとめ方の問題なんですが。

それと、さっき細田先生とのお話しも、少し絡むんですけども、また、さっき出野さんがおっしゃったところとも絡むんですけど、どこまでリサイクルするのかというのは、どこまで費用をかけてリサイクルするつもりなのかといったことに、すごくかかってくるんだと思うんですね。要は、ここでうまくいかない要因の中で、運搬費も含めてコスト比較したら、近くのところを選択するって、それはもう当然だと思うんですね、ビジネスとしては。それをそのままにしとけばリサイクルが進まないというのは、当然だと思うんです。

そこで、どこまで費用をかけてまでリサイクルをしてもらいたいのか、そこにおいて適正なリサイクル費用は何なんだというところが、いまひとつ、ここではよく見えないところで。私がこの業界をあまり知らないからかもしれないんですけども、やはりここまで費用をかけてやってもらいたい、あるいは、それでもやるんだということなのか、あるいは、そこはもうならない、できないんだと、もう市場経済が回らないんだったらやらないと、そのかわり、ほかでこういうことを担保するんだっていう、その辺りがちょっと見えにくいかという気がいたします。

もう1つ、気になってるのは、発生残土の扱いなんですね。市場がうまくいってコスト

が回って残土が、発生土が回っているときには、それは危険物にはならないわけですけれども、それが滞った瞬間には、やはりその積んだものが崩れてくるとかいろんな危険なことが出てくる。

それが今の廃掃法のような規制になってないという中で、残土の扱いをどうするのかっていうことは、リサイクルがうまくいってるときはいいけど、そうじゃないときは、どうなっていくんだろうというのは非常に気にかかる、廃掃法と比較しながらも、気にかかるところあります。

最後に、皆さんおっしゃってるんですけど、やっぱり発生抑制というところにいきますと、市民にとって、非常にここの世界が分かりにくいとこなんですね。実際にどういうものを選んでいくのか、あるいは、建築の段階で発生抑制を進める計画を作っていただくんだったら、それにかかる費用は市民も払いますというところでは、やはり市民にとって、もう少し見えてこないといけないのかという気がしています。そういう意味では、なかなか市民目線が、皆さんご指摘のとおりですが、もうちょっと工夫が必要なのではないかと思います。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。4点いただきました。

事業者とそれから発注者、あるいは元請業者、下請業者、あるいは産廃業者、その辺の役割分担というところについて、本文で書き分けるべきなのか、いろんな議論はあるかと思うんですけど、そこは少し工夫を考えていきたいと思います。

それから2番目のどこまでお金をかけてリサイクルするのかというところでございますが、やはりお金をかければ、どこまでもできるかもしれないんですけど、その限界値というか、ここら辺の線までというのは当然あると思っておりまして、われわれのほうとしても、そんなに今の時点で、やはりすごくお金をかけてまたどんどんやっていくというよりは、そんなにお金をかけないでも、できることをちゃんとやろうというのが基本スタンスでございますので、それでまずやってみるのかなと思っているところです。それでもまだ、その後のリサイクルをする必要はある、でもお金はかかるというときは、また別の手法はあるかとは思うんですが、今回の当面の5年間ということを考えますと、そこまでの話ではないのではと思ってるところでございます。

それから、3点目の残土の部分でございますが、ここはいろいろ議論はあるかと思うのですが、正直申しまして、やはり出した土がどこに行ってるのかという部分の流通がちゃんと把握できていないということ、それから、あとやはり基本的には、土は有価物であつて使えるものだというスタンスですので、基本的には土地の造成とかに使われているということかと思いますが、ただ、それで、例えば構造的な面がしっかりと守られているとは思うんですが、やはりその辺に落ち度はないのか、あるいは、一時ストックヤードみたいなところで十分な対応ができていない、そういういたところの部分をしっかりと、まずはいろんなことをきちんと知り、まず運用をやっていくというのが、最初のアプローチじゃないの

かというふうに、私どもは思っているところでございます。

それから最後4番目の部分の費用負担というところでございますが、これは特に、公共のほうは比較的、処理費がかかるとかというのは当たり前のような積算で計上してるところなんですが、やはり特に民間というか、住宅とかそういう個人個人の方については適正な、物を壊して出てくる廃棄物を処理するという部分に関しては、しっかりと費用がかかるものなんだというところについて、前回もその計画で書かさせていただいたんですが、まだまだここは十分やっていかなければならないことだと考えてますので、そこは引き続きしっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

【佐藤委員】 まず。皆さんの議論にあった1つコストのことを、私の意見を申し上げたいと思います。

建設工事の場合には、廃棄物の費用は、ほかの業界の廃棄物費用とは違うと私は思います。なぜなら、建設廃棄物は全体として非常に分量が多いということと、それから、最終処分場に対する負荷が大きいということです。最終処分場の建設コスト、それから、それが足りなくなることによって国家のトラブルを考えますと、建設業界は、さらに大元の発注者が負担すべき廃棄物処理のコストというのは、ある程度高くてもやむを得ない。また、多少費用が高くともリサイクルを進めるということが国家としては必要ではないかと。

ただ、どこまでもかけてもいいかというと、それは限界があることは分かりますが、少なくとも現在のレベルよりも廃棄物の適正処理に対するコストが今後上昇するということは覚悟していただきたいといけないと思います。

どこの国でも、埋め立て税というのが上昇しているという状況がありますので、日本もそういうことが起こるだろうと。そういうことを考えると、適正な対応策として非常に現在よりもリサイクルを進めるということは、発注者にある意味で認識をしていただくということが国としては必要ではないかと思っております。

それから、このとりまとめ案、資料3のページに基づいてお話をしたいと思います。

まず12ページの建設汚泥ですが、建設汚泥は、再資源化の前に縮減をする、縮減というのは脱水をするわけですけれども、それによって1回分量が減りますが、今度、再資源化のときに添加物や残土を入れます。それで、また分量が増えるわけですね。そうしますと、リサイクルされた土について一体どのぐらいの需要が必要か、慎重に考えませんと統計が大きく分かりにくいことがありますので、縮減率と再資源化というのを一緒にした数字というのは、私は、あまり意味がないのではないかというふうに思います。建設汚泥の処理土の利用をどうするかというところは非常に大きな問題ですので、統計のとり方についても今後検討していただきたいと思います。

それから13ページの再生クラッシャランですけれども、これも今後、大きな問題になると思いますので、産廃業者等と連携しと書いてありますが、この連携の仕方については、十分データの正確性、それから、何よりも再資源化率の利用先の確保、再利用先にむしろ

プレッシャーをかけていただきたい、供給する側の処理業者にプレッシャーをかけるというよりは、それを利用する方に利用率の設定をするとかいうふうに、再生利用を促進するということが必要だと思います。

それから14ページ、木材の利用ですけれども、私は、場合によってはエネルギー回収をもっと促進する、つまりマテリアルとサーマルでマテリアルが優先だというふうにこだわる必要はないのではないか。地域によってはエネルギー利用が適切だと、そういう施設が完備しているという場合もありますので、柔軟に対応することが、再生エネルギーの促進という観点からも、今後は必要ではないかというふうに思います。ここは、エネルギー政策との関係を十分考えていただきたいと思います。

15ページ再生資材の利用促進ですが、15ページのいちばん下に、自ら利用、個別指定制度の活用、再生処理土利用などというふうに書いてありますが、それぞれ違います。個別指定制度は国が推進するという方向性を出しましたけれども、あまりうまくいってないんではないかと思います。なぜうまくならないのか、どうやつたらうまくいくかということについて、今後、真剣に制度の見直しも含めて考えていただきたいと思います。

それから16ページです。発生土の問題ですけれども、建設発生土の物流監視システムを構築するということになっておりますが、これがどういうシステムなのか、ちょっと私は分かりませんけれども、マニフェストのようなものを考えているのか、ご意見を伺いたいと思います。

それから22ページ③の小口巡回共同回収システム、これについても効果的に導入している先進事例を周知すると言いますが、逆に、なぜ効率的にあまり利用されていないのという、利用されていない原因を確認して、それを有効に利用するようにするということで、自主的な取り組みだけでは進まない状況ではないかと思います。

それから23ページ④の自然由来の汚染土砂の取り扱いでございますが、自然由来の汚染土砂は、最終処分場に行くだけではありませんで、汚染土壤処理業者によって適正に処理されて、再生利用されるということも可能あります。工事によっては大量に出ることがあると思いますので、自然由来は全部、最終処分であるというふうに安易な取り組みにならないということを啓発していただきたいと思います。

それから最後に25ページ⑤番公共工事の発注者はストックヤードとして活用するというこの文章は、ちょっと私はよく理解できませんでした。発注者が、これは事前選別のストックヤードなのか、それとも中間処理、現場内で中間処理するための施設なのかとか、ちょっとこの意味が、よくわかりませんでした。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。9点ほどいただきました。

1つ目、リサイクルにどこまでお金をかけるのかという話だったと思います。それで、最終処分していくと、やはりどこまでも費用が上がっていくというところの部分があるというところでございまして、基本的には、最終処分するよりもリサイクルをするほう

がコスト的には有利なんだというところについて理解を深められるような資料を作ったり、あるいは、そのあたりの啓発活動を進めていくというところが1つアプローチとしてあるのかと思ったところでございます。

2点目汚泥の部分につきましては、現場のほうで、水分を抜いて縮減するというのがまず、現場から出る前段階でやってる話としてはあってというところが1つあると思うのですが、汚泥のボリュームというものをどういうふうに定義して考えるのかというところについて考えていくというところは、計画というよりかは実務の部分で考えていく部分という理解をしていきたいなと思っております。

それから、クラッシャランの利用先の確保というのが3点目にあったかと思います。こちらについては、まず、われわれのアプローチとしては、本文で言いますと、ページ数としては15ページのところで、再生資材の使用状況みたいなところをしっかりと指標化していく、その数字を見ていくんだというところで、まずプレッシャーをかけていきたいというのが、今のわれわれのスタンスでございます。

それから4番目の木材の部分につきましては、サーマル、マテリアルかというところでございますが、ここ、なかなかエネルギー政策全体として、これからどういった、今までに使ってこなかった新興エネルギーみたいなものをもっと広めていくみたいな、いろんな議論が絡み合ってくるので、今一概に答えを見いだせない部分ではありますが、先生のご指摘の部分というのは、今までの杓子定規なマテリアル、サーマルというより、別の定義もあるんじゃないかなというところだと思いますので、ちょっとそこは過去の政策の進め方とのバランスが非常に難しいところでありますが、念頭にしておきたいと思います。

それから、5番目の汚泥の個別指定制度の部分でございまして、これは進んでないというところでございまして、まさにご指摘の部分があると思ってます。私自身の解釈としては、個別指定を使って汚泥を発注者、あるいは排出事業者となるゼネコンさんをうまくまたぎながらという部分のいろんなやり方をある程度、現場の環境ごとに理解をいただきながらやってるという部分を、まずもっと広めていかなければならぬと、それによって、何かほかのところでもやってるんだというところについて理解を深めることが、進められる部分じゃないかというふうに思ってるところでございまして、ここに書いてあるようなそういった事例をちゃんと広めていくというやり方が、まず1つやっていかなければならぬことだと思っております。

それから6番目の土の物流監視システムでございますが、イメージ的には、いわゆる廃掃法のマニフェストに基本的には近いようなものだと思います。ただ、そこも、まず最初にやってみるということから入るのが今のアプローチでございまして、いろんな課題があると思いますが、例えばすべてのその土の品質の情報が全部把握し切れるのかとか、ちゃんとしたデータを出してくれるのかというところはありますが、ただ、そこはやり方かと思うんですけれども、まず今できるスキームの中で、しっかりできることを証明するというのも1つ大事なことかと思うので、当面はそういうことをやっていきたいというのが、

今の事務局側のスタンスでございます。

それから、7番目の小口巡回システムの部分は、ここはなかなか正直難しい部分もあるのかと思ってまして、おそらく過去うまくいってる事例で言いますと、大手のゼネコンさんが複数の現場を抱えていて、それを巡回しているというものの、あるいは産廃処理業者のほうでメインでやっていて、そこが幾つかの出てくる現場をうまく運搬収集するという方法で頑張ってるかと。この2つのアプローチがあるのかと思うんですが、やはりなかなか建設廃棄物の出る側のそれぞれの建設工事において、その工事のスケジュール感を合わせることは難しいのが現状かと思っており、例えば、今日は、コンクリートを集めますとか、今日は木材集めますというやり方では、正直なかなかうまくいかないケースが多いのかというのが実感でございます。とはいっても、やはりこういった小口循環システムというのは、できるところではしっかりとやっていただくということは、引き続き推進していくべきじゃないかというところで、ちょっとこんな書き方をさせていただいているというのが現状でございます。

それから8番目、自然由来の重金属の話でございますが、ここにつきましては、確かに今の書きぶりですと、全て適切に処理するというふうに見えてしますので、その部分は、少し書きぶりを修正させていただきたいと思います。

それから最後9番目ストックヤードの部分でございますが、ここの趣旨といたしましては、25ページでございますが、こちらは、基本的に土を想定して書いておりまして、いわゆる常に用地を取得している部分がある程度塊としてあって、それを実際の事業で盛土して土を2、3年後とかに使う予定がある場合に、土を受け手側があらかじめストックしてあるというやり方をしているところがありまして、こういったやり方は引き続きやっていくという、その部分を書かせていただきました。なかなかこのストックヤードの問題は、いろいろ難しい問題なんですが、ただ、ストックヤードの管理者がいまして、そこが自ら使うという形であれば、ストックヤードとして使うという、そのあと何の目的で使うということが決まると思うんですけども、出す側と使う側とで、第三者になるときに、なかなかストックヤードというものは、位置づけとしてうまくいく部分といかない部分というのが、やっぱりケースバイケースで出てくるのかと思っておりますところでございます。ちょっと長くなりましたが、以上です。

【嘉門委員長】 今日は17時までという予定なんですが、まだ3名の委員の方からのお話を伺ってませんので、誠に恐縮ですが、もう少しあつきあいをいただきますようお願ひいたします。それでは、富田委員よろしくお願ひいたします。

【富田委員】 ありがとうございます。

混廃の話で、その内の石膏ボードと、木質系セメント板についてですが、どちらも、どうしたら現場の廃材が高い頻度でメーカーだとか、あるいは中間処理業者に向かえるのかということは、やっぱり重要なんじゃないかなと。そのときに、やっぱりキーワードというのは、現場分別解体じゃないかと考えております。

ところがその一方で、現場分別の状況、実態については、必ずしもよくわかってないのではないかということで、そこの部分の調査をよろしくお願ひしたいなと考えています。

それから、特に先ほども事務局からも触れておられましたけれども、石膏ボードの現場分別解体マニュアル、24年の3月にまとめられておりますけれども、例えばそういうマニュアルについて、どういう状況になってるのかっていう実態、例えば実施状況だとか、あるいは解体業者の評価だとか遵守率だとか、そういうものを調べていただくということが重要なのではないかと考えていますので、よろしくお願ひします。

【事務局】 ありがとうございます。

いずれも、ちょっと時間をかけてやっていく話かと思いますので、そこの部分はしっかりと対応させていただきたいと思います。

【嘉門委員長】 それじゃあ、三本委員。

【三本委員】 大変盛りだくさんの方策を打ち出していただいて、ほんとにありがとうございます。処理業界として歓迎しております。その中で、実現に向けた具体策に入りますときには、地方整備局との連携強化のために、定期的に検討する場の設置をお願いしたい。

2つ目に、混合廃棄物に廃石膏ボードが混ざりますと、リサイクル率の向上を図ることは不可能ですので、ぜひ廃石膏ボードにつきましては、分別はもちろん進めていくに当たっても、より一層、特定建設資材に指定する考え方を前面に打ち出すことが大変大事かと思っております。

特に環境省に委ねるのではなくて、国交省自らその方策積極的に進めていただきたい。

3つ目に、先ほどお話出ましたけども管理指標の件なんですが、再資源化・縮減率と、それから排出率と両方の指標をもってするべきだと思っております。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。3点いただきました。

まず、地方ブロックも含めて、今、検討の場を発注者あるいはその業界の方々等と、ここにつきまして、今十分できてない部分があるかと思いますので、ここ部分しっかりと、体制をしっかりと議論できる場というのを構築していきたいなと思っているところでございます。

2番目の話、なかなか、ここはいろいろ議論があるかと思うんですが、過去、特定資材化みたいな議論もあったかと思うんですが、まだ幾つか、その課題が残ってる部分があるのかと国交省としては思ってます。建設業界の中でやれることをやっていくのが今の当面かというのは正直思っているところでございます。

指標の部分につきまして、資源化それから利用率というところにつきましては、利用率を今回見ていくようにさせていただきますが、そのあと次の展開としては、そこに対する目標値というふうな話が、今日ほかの先生方もありましたけども、今回というか次回辺りには設定していくようなことを視野に入れておくというところかと思います。以上です。

【嘉門委員長】 そんなところでよろしうござりますかね。では、石田委員、遅くなりましたが、どうぞよろしく。

【石田委員】 私発言するところで、今日全員発言することになったので黙っててもよかったですけども、あえて言います。

多分、「はじめに」のところの書きぶりなんですけれども、評価できるという言葉とかリサイクル率は高くなつたというところが、そういう記述があつていいんですけども、もっと褒めていいんじゃないのかと思うんですね。限られた資源の中で、発注者も受注者も協力されて、十数年たつと、ここまで高くなつて、今日もそうですけれども、100%なんていう議論が出てくるような事例ってほかにないわけですので、そういう認識を、委員会としては示していいのかと思いました。それが1点です。

2点目はそれと関連するんですけども、そこまで行ったもののフレームが、今そのままでいいのかという気もしています。それは例えば副産物センサスのあり方ってどうも信用ならないんじやないかとか、100%とかあるいはコストってどう考えるかとか、あるいは市民参画とか広報とか関係者間の協議のプラットフォームをどう設定するかとか、あるいは、そういう中で環境にいいとか社会にいいとか建設業界にとっていいというのは、どういうことなんだろうかということを、あるいは国土整備ということを考えるときに、いってすることを何かもう1回、再度問い合わせるべきような時期にも來ると思うので。

今この中にそういう答えを出すというのは難しいんですけども、そういう議論も何か開始すべきであるという、そういう認識を初めに書くっていうのはいかがかと思うんですけども、終わりにというのがないので、「はじめに」のところに、そういう認識を示すっていうことも必要ではないかと思いました。

ご検討いただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

1点目、もっと評価をということは、非常にありがとうございます。事務局としては、なかなか言葉を選ぶような書きにくい部分をご指摘いただきまして、ありがとうございます。

2番目、非常に大事な話をいただいたと思っております。建設リサイクルを20年やつてきて、これからどうしていくんだと。まず、われわれとしては、今の数字を着実に維持できるようにしておくというのが一義的にあると思います。そういう中で、もう少し頑張れるところというのが、今回のコンセプトだと思います。ただ、ほんとにどうやるべきかみたいなところについては、これはかなり別のというか、いろんな理念があるかと思っている、少しその辺の部分を、思いを書きながら、今後どうしていくべきかという部分は、また改めて考えていきたいなと考えてございます。

【嘉門委員長】 今の最後の部分については、今日の資料2資料の2ページが全体の目次でございますので、目次の中で、引き続き取り組みむべき方策も含めて、少し入れ込んでいただいたら、今後のスタンスですね。石田委員も、議論を始めるべきというところぐらいで抑えていただいて、根本的に変えよとはおっしゃってはいられないという、そういう理解でいいかと思うんですけど。

【石田委員】 はい。

【嘉門委員長】 そういう文言をやはり入れるべきだということは、皆さんもそろそろお考えじゃないかと思いますので、ぜひ入れてくれということです。

ちょっと時間が過ぎてしまって大変恐縮でございますが、一応、全委員からのご意見はちょうどいしたという理解をさせていただきます。

本日いただいたご意見、かなり少し修正が必要なご意見もいただいておりますが、その修正案を、事務局のほうで作成していただきたいと思います。

それで、このあとにスケジュールの説明があるかと思いますけれども、あまり時間的な余裕がないということで、文言として今日のご意見を完全に、このような形でお示しすることができないかもしれませんので、ぜひ修正案を、一応パブコメということになっておりますので、そのパブコメの前に、各委員の方に確認いただきて、今日のご意見がある程度、完全に全部は反映できないかもしれません、的確に書いてあるかどうかということを見えていただいた上で、私のほうでも確認させていただきますけども、それからパブコメに向けると。そういう形をとらせていただくのがいいんじゃないかと思いますが。この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(

「意義なし」の声あり)

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

それでは、今後、パブコメについて、開始までについては、もう一度見ていただくということのご了解の上で、今日の議論は一応終了ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは最後に、まだ今後のスケジュールがご説明いただいておりませんので、事務局から、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 資料4で説明させていただきたいと思います。

本日5月26日小委員会が終わりまして、このあととりまとめ案を、パブリックコメントにかけさせていただきます。今の委員長のお話でございましたので、おおよその目安として今週事務局の案で修正案の作成、それから来週、各先生方にご確認いただくと、再来週にパブリックコメントにかけられればというようなスケジュールで対応させていただきたいと思いますので、ご了承のほう、よろしくお願ひいたします。

それを踏まえてパブリックコメントを行いまして、次回予定ですが、7月29日にその結果も踏まえて最終議論をしていただくというかたちにさせて頂きたいと思います。説明は以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それでは、全体を通じて、今のスケジュールも含めてでけっこうでございますが、何か承る点ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会は、これにて終了ということにさせていただきたいと思います。

大変活発なご意見、ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。以上で終了します。ご苦労様でございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。本当に長きにわたりましたがこれで散会とさせていただきます。ありがとうございました。